

熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱

制定 平成29年 3月29日市長決裁
改正 平成31年 4月 1日環境局長決裁
令和 2年 4月 1日環境共生課長決裁
令和 3年 5月 1日環境共生課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地における多様な生き物の生育地及び生息地の創出にも寄与する緑のネットワークを形成することを目的とし、市民や事業者が民有地に行う樹木の植栽に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本市区域内の個人住宅又は共同住宅及び事業所の敷地に次の各号のいずれかに該当する植栽をする者とする。

- (1) 個人の住宅や共同住宅の敷地に別表に掲げる基準で植栽を10平方メートル以上行う者
 - (2) 事業所の敷地に別表に掲げる基準で植栽を15平方メートル以上行う者
 - (3) 個人の住宅や共同住宅及び事業所の敷地に別表に掲げる基準で生垣を延長5メートル以上植栽する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）第16条の規定による開発行為に伴う協議時の基準値内の緑化をする場合
- (2) 過去に本要綱により補助金の交付を受けた植栽を撤去し、新たに植栽を行う場合
- (3) 国、地方公共団体、特殊法人又はこれに準じる団体が行う場合
- (4) 市税を滞納している者

3 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる工事等に要する経費とする。

- (1) コンクリート構造物等（高さ60センチメートル以下のものを除く。）の撤去費用
- (2) 樹木等の購入費
- (3) 支柱設置に係る費用
- (4) 植付け手間（申請者自ら植える場合は対象としない。）

(交付の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とし、予算の範囲内でこれを交付する。ただし、100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

- (1) 前条第3項第1号に規定する経費に50パーセントの割合を乗じて得た額又は構造物等の撤去面積に1平方メートル当たり1,400円を乗じて得た額のいずれか低い額
- (2) 前条第3項第2号、第3号及び第4号に規定する経費に50パーセントを乗じた額と別表に掲げる換算面積の合計に1平方メートルあたり5,000円を乗じて得た額のいずれか低い額
- (3) 前条第3項第2号、第3号及び第4号に規定する経費のうち生垣に対するものは、経費に50パーセントを乗じた額と生垣の延長1メートルあたり3,500円を乗じて得た額のいずれか低い額

2 前項で掲げた額については、下記のとおり上限を定める。

- (1) 前条第1項第1号に規定する植栽をする者で、前項第2号の額が5万円を超える場合にあっては5万円とする。
- (2) 前条第1項第2号に規定する植栽をする者で、前項第2号の額が30万円を超える場合にあっては30万円とする。
- (3) 前条第1項第3号に規定する植栽をする者で、前項第1号の額が5万円を超える場合にあっては5万円とする。
- (4) 前項第3号の額が7万円を超える場合にあっては7万円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、事前につながりの森づくり補助金交付申請書（様式第1号）に緑化計画書（様式第2号）、工事着工前の写真、事業費見積書及び市税滞納有無調査承諾書を添え、市長に提出しなければならないこととする。

2 原則として、申請は一敷地について会計年度内に1回のみとし、申請書の提出期限は当該年度の2月末日までとする。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは審査を行い、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知

書(様式第3号)により通知するものとする。

(計画の変更)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、緑化の計画の内容を変更する場合又は中止する場合は、補助金交付変更申請書(様式第4号)を提出しなければならないこととする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる軽微な変更であって、助成事業の目的及び補助金額に変更のないものは、この限りではない。

- (1) 樹種の変更であり、樹高に変更がないこと。
- (2) 樹木の配置の変更

(計画変更の承認)

第7条 市長は、前条により計画変更の申請があったときは、これを審査し、変更内容が適当と認められるときは、補助金交付変更通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(完了届)

第8条 補助事業を行う者は、工事の完了後10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の確定及び交付)

第9条 補助金は、前条の規定による完了届に基づき樹木の植栽箇所及び施行状況を審査し、完成を確認した後、補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の確定通知書を受け取った後、請求書(様式第8号)にて交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに交付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 市長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認められるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 この要綱により補助金の交付を受けたものは、第9条の規定による補助金額確定の通知日の翌年度から最低5年間は、樹木の育成管理に努めなければならないこととする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業を行う者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(熊本市家庭の森づくり補助金交付要綱の廃止)
- 2 熊本市家庭の森づくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。
(熊本市緑の街並みづくり補助金交付要綱の廃止)
- 3 熊本市緑の街並みづくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。
(熊本市事業所の森づくり補助金交付要綱の廃止)
- 4 熊本市事業所の森づくり補助金交付要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前において、この要綱による改正前の熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

樹木の植栽基準及び面積	
1	樹木の植栽基準
(1)	健全な樹木を植栽すること。
(2)	在来種中心の多様な樹種を導入し、野鳥や昆虫などの生き物の生息環境に配慮した植栽とすること。
(3)	生垣の植栽は樹高1.0メートル以上、延長5.0メートル以上とする。
(4)	生垣の植栽の方法は、1.0メートル当たり2本以上とし、連続植栽であること。ただし、樹種・樹形・立地条件等に特別な事情がある場合は、この限りではない。
(5)	生垣の植栽は、外周部の外垣以外に内垣も良いものとする。
2	植栽樹木1本あたりの面積
(1)	樹高4.0メートル以上の樹木の面積は5.0平方メートルとする。
(2)	樹高3.0メートル以上4.0メートル未満の樹木の面積は3.0平方メートルとする。
(3)	樹高2.0メートル以上3.0メートル未満の樹木の面積は1.5平方メートルとする。
(4)	樹高1.0メートル以上2.0メートル未満の樹木の面積は1.0平方メートルとする。

つながりの森づくり補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

下記のとおり、つながりの森づくり補助金交付要綱に基づき申請いたします。

記

- 1 設置場所（所在地）： 熊本市
- 2 工事の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数	面積・延長
樹 木	高木	H=4.0m以上	本	m ²
		H=3.0m以上 4.0m未満	本	m ²
		H=2.0m以上 3.0m未満	本	m ²
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本	m ²
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	—	m ²
生 垣	生垣（2本/m）	H=1.0m以上	本	m

- 3 工 期（予定）： （自） 年 月 日
（至） 年 月 日

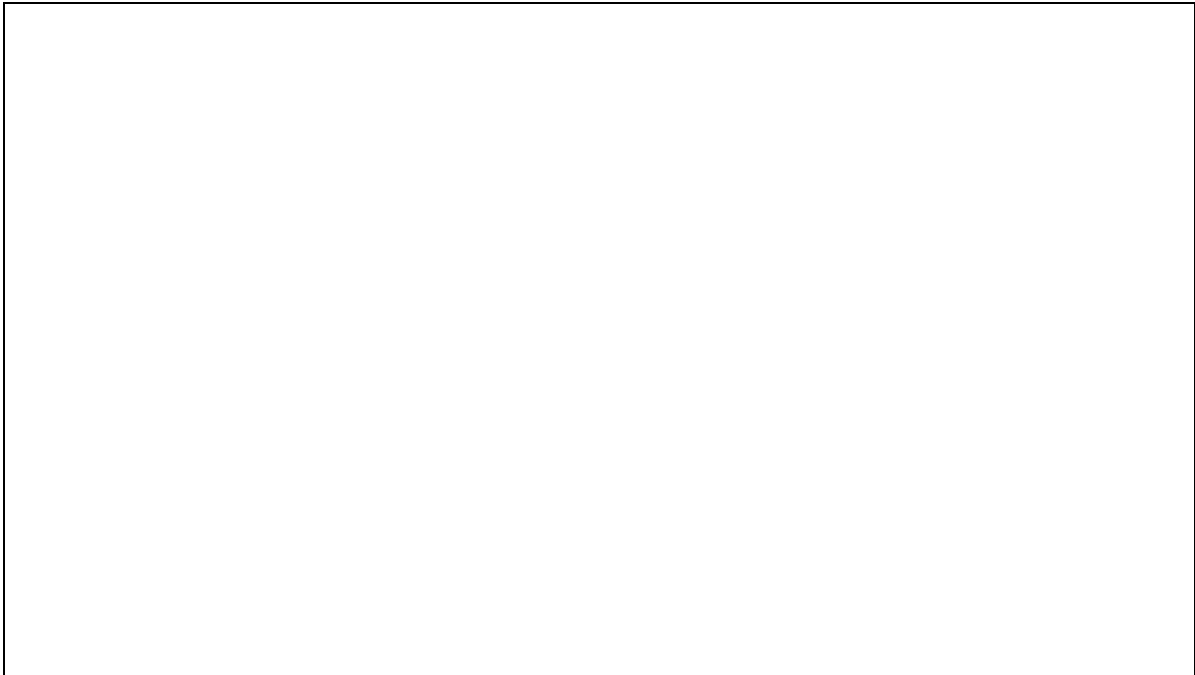
- 4 交付の対象
 - (1) 生垣
 - (2) 個人の住宅又は共同住宅
 - (3) 事業所
 （該当に○をつけること。）

- 5 補助対象事業費： 金 _____ 円
（原則として、見積書（写し）を添付すること。）

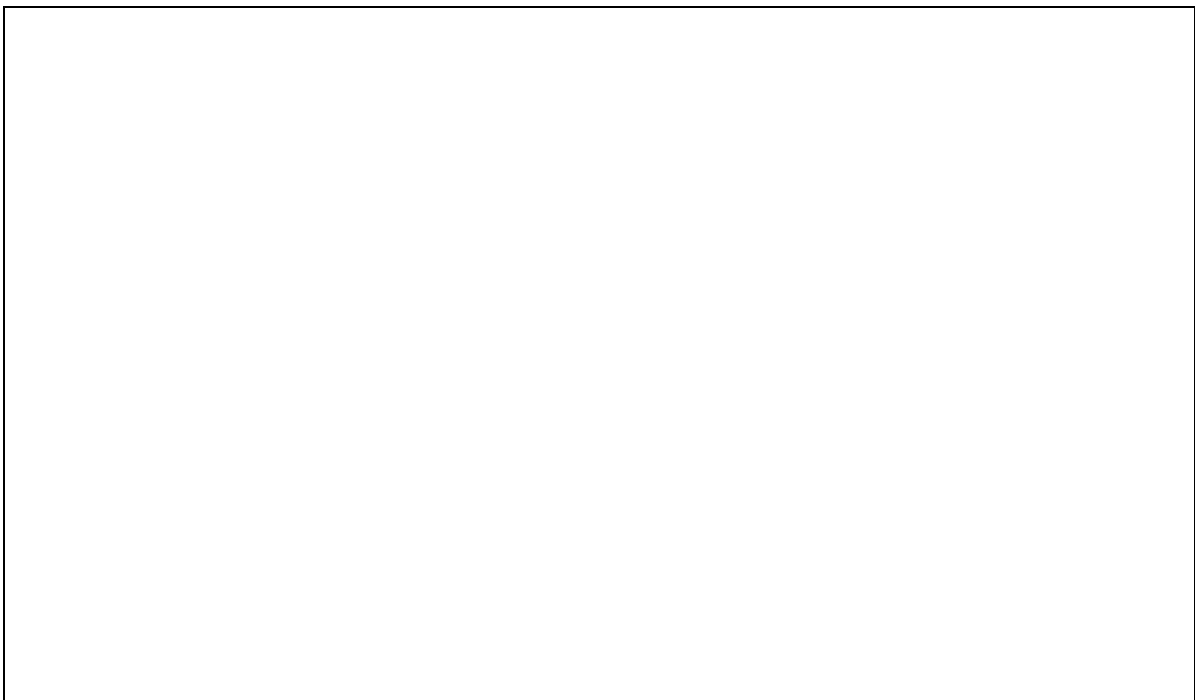
- 6 その他

緑化計画書

- ・ 付近見取図 (郵便局、バス停等目標となるものを記入)



- ・ 植栽平面図



現 地 調査日	申請時	完了後
担当者		

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったつながりの森づくり事業に対する補助金については、熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 補助金額は、次のとおりとする。

金 額 金 _____ 円

2 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。

3 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業終了後10日以内に完了届を市長に提出しなければならない。
- (4) その他

4 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めるときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

5 監査委員が必要と認めるときは、監査をすることがある。

6 市長が必要と認めるときは、工事状況を調査し、又は報告を徴することがある。

補助金交付変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所
申請者
氏名
電話番号
印

年 月 日付け 発第 号で補助金等交付決定通知のあったつながりの森づくり事業については、下記のとおり計画変更したので御承認願います。

- 1 設置場所(所在地) : 熊本市
- 2 工事変更の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数	面積・延長
樹 木	高木	H=4.0m以上	本	m ²
		H=3.0m以上 4.0m未満	本	m ²
		H=2.0m以上 3.0m未満	本	m ²
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本	m ²
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	—	m ²
生 垣	生垣 (2本/m)	H=1.0m以上	本	m

3 変更工期 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4 計画変更の理由 :

5 交付の対象 (1) 生垣
(2) 個人の住宅又は共同住宅
(3) 事業所
(該当に○をつけること。)

6 変更後の補助対象事業費 : 金 _____ 円

7 添付書類 : つながりの森づくり補助金等交付決定通知書
緑化計画書 (変更部を朱書きで記入。)
見積書 (写し)

8 その他

住 所
申請者
氏 名

熊本市長

補助金交付変更通知書

年 月 日付け 発第 号で通知したつながりの森づくり事業に対する補助金については、熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助金 : 金 _____ 円
- 2 変更工期 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日
- 3 変更の理由 :

完了届

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者
氏 名
電話番号
印

下記のとおり、つながりの森づくり補助金交付要綱に基づき、年 月 日に工事を完了いたしましたので、お届けいたします。

記

1 設置場所 (所在地) : 熊本市

2 工事の内訳

工 種	細 目	規 格	本 数	面積・延長
樹 木	高木	H=4.0m以上	本	m ²
		H=3.0m以上 4.0m未満	本	m ²
		H=2.0m以上 3.0m未満	本	m ²
	中木	H=1.0m以上 2.0m未満	本	m ²
既存塀撤去	コンクリート構造物等	H= L=	—	m ²
生 垣	生垣 (2本/m)	H=1.0m以上	本	m

3 工 期 : (自) 年 月 日
(至) 年 月 日

4 その他

発第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度つながりの森づくり事業に対する補助金については、熊本市つながりの森づくり補助金交付要綱第9条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 金 _____ 円

請 求 書

熊本市長 (宛)

年 月 日

住 所

氏 名

印

金 額	百	十	万	千	百	十	一

熊本市つながりの森づくり補助金として、上記の金額を請求します。

振 込 先 口 座 名

金融機関名

銀行・信用金庫

支店・出張所

預金種目

普・当・その他

口座番号

フリガナ
口座名義人